

三木町農業委員会  
令和2年12月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会  
令和2年12月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 令和2年12月17日  
(会議時間) 13:25～14:35  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲 (欠席)	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 松本裕司係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 土地改良事業の換地計画の同意について

(4) その他

## 事務局

それでは、12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等17件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。また本日は、土地改良事業の換地計画につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、小川委員と鎌倉博之委員をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、土地改良事業の換地計画の同意についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 3筆 3, 199㎡  
地目：田3筆  
譲渡理由：自作地相互の交換  
譲受理由：自作地相互の交換  
権利：所有権移転交換

番号2 申請地：井上字池上 2筆 1, 958㎡  
地目：田2筆  
譲渡理由：自作地相互の交換  
譲受理由：自作地相互の交換  
権利：所有権移転交換

番号3 申請地：上高岡字三条 2筆 2, 392㎡  
地目：田2筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、自作地を交換するものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、自作地を交換するものです。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

事務局

地元委員が欠席のため事務局より説明します。番号1と2はともに、自作地の交換となっております。それぞれお互いの自宅に近い農地を、相手方と無償で交換する申請となっております。それぞれの農作業状況等を勘案すると妥当と判断します。

5番委員

番号3については、譲受人が経営規模拡大のため近所の農地を購入するもので、特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。番号1と2は交換する面積が違いますが、これ以降にも出で来るのですか。

事務局

これだけで、後から申請があるという話しは聞いていません。

会長

それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：下高岡字江村 1筆 527㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：工場平屋建 1棟 251.86㎡  
造成時期：昭和49年頃から

番号2 申請地：下高岡字八戸 3筆 839㎡  
地目：田3筆  
現況：宅地3筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 383.47㎡  
造成時期：昭和33年頃から

番号3 申請地：下高岡字八戸 1筆 373㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 485.94㎡  
造成時期：昭和55年頃から

番号4 申請地：井戸字公文明 2筆 135㎡  
地目：畑2筆  
現況：宅地2筆  
目的：宅地拡張及び進入路  
併用地：宅地等 509.56㎡  
造成時期：平成2年頃から

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 1筆 552㎡  
地目：畑1筆  
現況：山林1筆  
目的：貸資材置場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：雑種地2, 268㎡

番号2 申請地：池戸字大塚 1筆 809㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：鹿庭字三番 1筆 26㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地201.65㎡  
造成時期：昭和52年頃から

番号4 申請地：鹿庭字榎谷 3筆 1,892㎡  
地目：田3筆  
現況：田3筆  
目的：資材置場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：雑種地等2439.84㎡

番号5 申請地：鹿庭字榎谷 1筆 1,074㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：資材置場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：雑種地2, 148㎡

- 番号6 申請地：下高岡字白山 1筆 574㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：2世帯住宅  
権利の種類：使用貸借権設定  
併用地：宅地619.86㎡
- 番号7 申請地：下高岡字八戸 5筆 4,466㎡  
地目：田5筆  
現況：田5筆  
目的：特定建築条件付売買予定地  
二階建 17棟 1290.45㎡  
権利の種類：所有権移転売買
- 番号8 申請地：井戸字高木 6筆 1,193㎡  
地目：田6筆  
現況：田6筆  
目的：資材置場  
権利の種類：所有権移転売買
- 番号9 申請地：井戸字公文明 1筆 26㎡  
地目：畑1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転和解  
併用地：宅地等701.28㎡  
造成時期：昭和35年頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていまし



た。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：鹿庭字氷下所 1筆 819㎡

地 目：田1筆

変更前：駐車場

変更後：駐車場・資材置場

番号1について説明します。

番号1は令和元年6月に許可を受けておりますが、当初の計画から一部変更があったため、計画変更をするものです。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っておりますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

9番委員

それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について去る、令和2年12月10日(木)の午前9時から4条申請4件、5条申請9件、5条申請の事業計画変更申請1件につきまして、高尾会長、私、事務局2名の合計4名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、2、3、4、 5条申請 番号3、9です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明をお願いします。

12番委員

4条申請番号1については、娘婿に家を建てる計画をした際に発覚したため、是正をするものです。

4条申請番号2と3については、5条申請番号7の転用申請を行う際に発覚したため、是正するものです。

3番委員

4条申請番号4については、5条申請番号9の転用申請と関連しており、双方ともに協議をしたうえでの手続きとなっています。特に問題はありません。

事務局

地元委員欠席のため、事務局より説明いたします。5条申請番号1につきましては、隣接地を資材置場として利用している譲受人の事業用地とするため売買をするもので、周辺農地への影響もなく特に問題ないと判断します。

4番委員

5条申請番号2については、譲渡人と譲受人は親子となります。子どもが太陽光発電をするということで売買するもので、特に問題はありません。

16番委員

5条申請番号3については、無断転用をしていたことが分かったため是正をするもので、特に問題はないと思います。

5条申請番号4については、譲受人の資材置場にすると聞いています。

5条申請番号5については、譲受人の資材置場にすると聞いています。

13番委員

5条申請番号6については、娘婿の住宅を建てるもので、水利等も同意を得ており問題はないと思います。

1 2 番委員

5 条申請番号 7 については、近隣の同意も得ており、特に問題はないと思います。

2 番委員

5 条申請番号 8 については、病院の近くになります。将来的には事業所の事務所を持っていきたいとのことです。下は、香川用水が通っていますが、特に問題はありません。

3 番委員

5 条申請番号 9 については、4 条申請番号 4 と関連しており、双方の話し合いで協議したでの手続きになっています。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

4 番委員

5 条申請番号 4 ですが、資材置場ですが、何を置くか確認はしていますか。

事務局

廃材やコンテナ 50 台程度を置くとのことです。

4 番委員

あり得ないとは思いますが、何か良くないものを捨てるということもあるので、事務局の方で注視してほしいと思います。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につい

て、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が15件、再設定が22件、転貸10件で合計47件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

4番委員

田んぼの横に農道がありますが、その農道の草は誰が刈るのか、という苦情は上がっていますか。

会長

組合で契約するときに、確認するようにはしています。

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第5条の規定による許可の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による許可の取消について

番号1 申請地：井戸字公文明 1筆 65㎡

地目：畑1筆

取下理由：転用計画見直し

番号1については、住宅を建てるということで転用申請をされておりましたが、このたび転用計画見直しということで、許可の取消をするものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：上高岡字三条 2, 392㎡

地目：田2筆

解約日：令和2年11月30日

解約理由：売買のため

番号1について売買のために解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、土地改良事業の換地計画の同意について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、土地改良事業の換地計画の同意についてご説明申し上げます。本件は、三木町が事業主体となり施行しております。ほ場整備事業に関するものでございます。本事業は、平成29年度から本年まで、地図に示しております大字池戸の鍋淵地区において、ほ場の区画の整形を行い、農道水路を一体的に整備し、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的として施行しております。本年7月に区画整理工事を終えておりまして、地元の土地の権利者とともに作成した換地計画について、令和2年12月12日土曜日に開催した権利者会議において、承認をいただいたところでありまして、今後、県に対して、その換地計画の認定申請を行ってまいります。当該申請にあたっては、土地改良法第96条の4において準用する、同法第52条第8項の規定により、関係農業委員会の同意が必要とされておりますことから、ご審議賜りたく、提案いたものでございます。

(資料説明)

本計画に委員皆様のご同意を賜りましたら、年明け1月に香川県に本換地計画を提出し、認可を得ました後に、高松法務局に対して換地処分登記申請を行い、年度内に登記を完了する予定としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

13番委員

鍋淵地区が選ばれた理由はなんですか。

事務局

担い手はいるが、農地の面積が小さかったこと、また、地元での話しがまとまったことからになります。

4番委員

町に帰属する農道水路は法定外公共物に該当するのですか。

事務局

該当しません。

18番委員

畑の面積が増えていますがなぜですか。

事務局

田でありながら、水が入らないことから、畑にしたいと要望があり、畑に地目変更をしたものです。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、土地改良事業の換地計画の同意について、同意される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で同意することとします。

その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年12月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_